

平成30年第5回大山町教育委員会

招集年月日 平成30年4月26日(木) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	伊澤百子	2番	林原浩子	3番	湊谷紀子
5番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 4 議案第 2 号 大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 議案第 3 号 大山町公民館運営審議会委員の解職について

日程第 6 議案第 4 号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 7 議案第 5 号 平成30年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第 8 議案第 6 号 平成30年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第 9 議案第 7 号 平成 3 0 年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育
主任・衛生推進者の任命について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 3 0 年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
3 月 30 日	金	町職員退任式
4 月 2 日	月	役場辞令交付式・新任式、教育委員会辞令交付式、転入教職員辞令交付式、あいさつ式、宣誓式
3 日	火	大山青年の家給食会辞令交付式
6 日	金	六長合同会議
7 日	土	大山町婦人会総会・研修会(ふれあいセンターなわ)
9 日	月	小中学校始業式、管理職会
10 日	火	高校生マナーアップさわやか運動(～11日)、小中学校入学式
12 日	木	県市町村教育行政連絡協議会(白兔会館)
13 日	金	第1回テメキュラ研修会
15 日	日	第82回大山一斉清掃(春)、むきばんだ遺跡自然観察会
16 日	月	大山青年の家給食会理事会・給食試食会、議会全員協議会(名和陸上競技場説明)
17 日	火	全国学力・学習状況調査、西部町村教育長会(米子市)
18 日	水	平成30年度西伯郡体育協会評議員会・理事会、中山小修学旅行(～19日)、大山中・中山中修学旅行(～20日)
19 日	木	大山カレッジ入学式、美保学園講演、大山西小・名和小修学旅行(～20日)
20 日	金	大山町老人クラブ総会・講演会
23 日	月	大山青年の家110万人記念式典
24 日	火	西部町村就学支援協議会、西部地区人権・同和教育振興会議総会
25 日	水	福米西公民館講演(赤松の池について)、大山小修学旅行(～26日)、名和中修学旅行(～27日)
26 日	木	定例教育委員会、町スポーツ推進委員協議会

今 後 の 予 定

27 日	金	平成30年度第1回人権・同和教育連絡協議会の開催(人権交流センター)
29 日	日	大山青年の家春の体験満開フェスティバル

5月2日(水) 六長合同会議

5月7日(月) 臨時議会(教育委員の任命について)

5月9日(水) 大山町小・中学校教育課程等ヒアリング(8:45～:名和公民館)

議案第 1 号

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年4月26日

大山町教育委員会

教育長 鷲見 寛幸

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱（平成29年大山町教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>乳児</u>を日中家庭で保育する保護者に対し、家庭保育支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、経済的支援及び<u>乳児</u>との愛着形成の深化の助長を図り、もって<u>乳児</u>の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示で<u>乳児</u>とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している生後2箇月を超え<u>満1歳</u>に満たない<u>乳児</u>を言う。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、<u>乳児</u>を家庭で1箇月以上継続して保育している父又は母(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者は除く。)</p> <p>(2) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、父又は母に代わり<u>乳児</u>を家庭で1箇月以上継続して保育している祖父又は祖母。ただし、<u>乳児</u>の父又は母が、大山町保育の必要性の認定基準に関する規則（平成27年大山町規則第6号）第3条第1項各号（第6号及び第11号を除く。）の規定のいずれにも該当しないときは、支給対象者としな</p>	<p>目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>乳幼児</u>を日中家庭で保育する保護者に対し、家庭保育支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、経済的支援及び<u>乳幼児</u>との愛着形成の深化の助長を図り、もって<u>乳幼児</u>の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示で<u>乳幼児</u>とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している生後2箇月を超え<u>満2歳</u>に満たない<u>乳幼児</u>を言う。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、<u>乳幼児</u>を家庭で1箇月以上継続して保育している父又は母(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者は除く。)</p> <p>(2) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、父又は母に代わり<u>乳幼児</u>を家庭で1箇月以上継続して保育している祖父又は祖母。ただし、<u>乳幼児</u>の父又は母が、大山町保育の必要性の認定基準に関する規則（平成27年大山町規則第6号）第3条第1項各号（第6号及び第11号を除く。）の規定のいずれにも該当しないときは、支給対象者としな</p>

<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは支給対象者に給付金の支給を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支給対象者が、<u>乳児</u>の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。</p> <p>(4) 父、母及び<u>乳児</u>の居住の理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは支給対象者に給付金の支給を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支給対象者が、<u>乳幼児</u>の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。</p> <p>(4) 父、母及び<u>乳児</u>の居住の理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(給付金額)</p> <p>第5条 給付金は、月を単位に支給するものとし、その額は、<u>乳児</u>1人当たり30,000円とする。給付金の支給対象期間は、生後2箇月の属する月から始まり、<u>乳児</u>の<u>満1歳</u>の誕生日の前日の属する月の前月(誕生日が月の初日である時は、その前日の属する月)までとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(給付金額)</p> <p>第5条 給付金は、月を単位に支給するものとし、その額は、<u>乳幼児</u>1人当たり30,000円とする。給付金の支給対象期間は、生後2箇月の属する月から始まり、<u>乳幼児</u>の<u>満2歳</u>の誕生日の前日の属する月の前月(誕生日が月の初日である時は、その前日の属する月)までとする。</p> <p>(2) 略</p>
<p>(支給の決定)</p> <p>第8条 町長は、第6条の申請があったときは、審査を行い、給付の可否を決定し、大山町家庭保育支援給付金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>2前項による支給対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)の決定は、<u>乳児</u>を家庭で子育てする期間の間で行うことができる。ただし、第6条第2項に定める期間に申請を行わず、それ以降に行った場合は、申請の属する月の初日から<u>1歳</u>に到達する日までの間において支給対象期間の</p>	<p>(支給の決定)</p> <p>第8条 町長は、第6条の申請があったときは、審査を行い、給付の可否を決定し、大山町家庭保育支援給付金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>2前項による支給対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)の決定は、<u>乳幼児</u>を家庭で子育てする期間の間で行うことができる。ただし、第6条第2項に定める期間に申請を行わず、それ以降に行った場合は、申請の属する月の初日から<u>2歳</u>に到達する日までの間において支給対</p>

決定を行うことができる。	象期間の決定を行うことができる。
--------------	------------------

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条中で「満 1 歳」とあるのは、平成 30 年 9 月 30 日までに生まれた乳児については「満 2 歳」と、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに生まれた乳児については「満 1 歳 6 箇月」と読み替えるものとする。

2 施行期日以降に町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住した支給対象者は、前項の規定を適用しない。

議案第 2 号

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金
交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。

平成30年4月26日

大山町教育委員会
教育長 鷺見 寛幸

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金
交付要綱の一部を改正する要綱

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱(平成17年大山町教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補助金の交付条件) 第3条 大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る大会等参加派遣費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 略 (2) <u>本町のスポーツ少年団が、順次地区予選会で準優勝し、鳥取県代表となった団体及び個人</u> (3) <u>本町のスポーツ少年団員が、順次地区</u>	(補助金の交付条件) 第3条 大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る大会等参加派遣費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 略

予選会で3位入賞し、鳥取県代表となつた個人

(4) 国、県等が主催する、全国的及び国際的事業に町長が推薦した者

(5) その他町長が必要と認めた場合
(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の額は、前条により算定した経費を基準に次の各号に定める区分により、決定する。

(1) 第3条第1号、第4号、第5号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(2) 第3条第2号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(3) 第3条第3号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/3以内

(4) その他町長が特に必要と認める額

2 前項第1号から第3号において算出した額が、国内では2万円、国外においては5万円を限度とする。ただし、小・中学生は除く。

(2) 国、県等が主催する、全国的及び国際的事業に町長が推薦した者

(3) その他町長が必要と認めた場合
(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の額は、前条により算定した経費を基準に次の各号に定める区分により、決定する。

(1) 出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(2) その他町長が特に必要と認める額

2 前号第1号において算出した額が、国内では2万円、国外においては5万円を限度とする。ただし、小・中学生は除く。

附則

(施行期日)

1 この要綱は告示の日から施行する。

議案第 3 号

大山町公民館運営審議会委員の解嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱するものとする。

平成30年4月26日

大山町教育委員会
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員解嘱者
別紙のとおり
- 2 解嘱事由
別紙のとおり
- 3 解嘱年月日 平成30年3月31日

議案第 4 号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成30年4月26日

大山町教育委員会
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員委嘱者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由
別紙のとおり
- 3 委嘱年月日 平成30年4月1日

議案第5号

平成30年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成30年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成30年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 平成30年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成30年4月1日

議案第6号

平成30年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成30年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成30年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 平成30年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成30年4月1日

議案第7号

平成30年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の
任命について

平成30年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者を次のとおり任命する
ものとする。

平成30年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 平成30年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成30年4月1日